平成２５年（フ）第７９４号
横浜市（以下秘匿）、住民票上の住所川崎市川崎区渡田２丁目20番２号　ティエムハイツ202
債務者　山本　恵美（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２４号
横浜市青葉区桂台１丁目21番地６　サンライズ田園203号
債務者　千葉　憲治
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２５号
横浜市青葉区桂台１丁目21番地６　サンライズ田園203号
債務者　千葉　初江
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２６号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目13番14号　スクイレル極楽寺201
債務者　田中　真吾
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０号
静岡県藤枝市高柳２丁目５番23号
債務者　坪井　基明
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９５号
静岡県島田市東町1175番地
債務者　石川恵美子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１号
静岡県榛原郡吉田町片岡69番地の１　メゾンベルジェＫ－１
債務者　井アントニオこと　イ　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２号
静岡県榛原郡吉田町片岡69番地の１　メゾンベルジェＫ－１
債務者　井初江こと　イ　アリス　ハツエ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３号
静岡県島田市東町385番地の２　ＩＮＩＴＹ　Ｂ棟102号室、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡304番地の７
債務者　井　アキラ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５５号
富山県南砺市院林303番地
破産者　有限会社シバタ製作所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２２８号
三重県四日市市松寺１丁目２番２号、開始決定時の住所三重県四日市市伊坂台３丁目227番地
破産者　藤田　　勉
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
三重県四日市市赤堀１丁目６番23号　ニュースパークル２Ｎ号室
破産者　坂口　三晴
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５８７８号
大阪府寝屋川市石津南町８番２号
破産者　サツキ印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市真上町350番地
破産者　株式会社協和鉄工所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９４号
大阪市西区南堀江１丁目11番21号
破産者　株式会社ＲＥＤ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８３号
大阪市中央区船場中央３丁目１番７―129号
破産者　株式会社ヒロ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２８号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕742番地
破産者　平和工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部